

認可地縁団体の手引き

令和5年4月

福津市

地域コミュニティ課 郷づくり支援係

住所 〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号（別館1階）

電話 0940-62-5017

FAX 0940-43-9005

E-mail sato@city.fukutsu.lg.jp

目次

1. 認可地縁団体の制度	3ページ
2. 申請できる団体	3ページ
3. 法人化のメリット・デメリット	4ページ
4. 認可の要件	4ページ
5. 申請から認可までの流れ	5ページ
6. 認可申請に必要な書類	6ページ
7. 認可申請にあたっての注意点	7ページ
8. 認可について	8ページ
9. 認可後の手続き等について	9ページ
(1)認可地縁団体の印鑑登録	9ページ
(2)各種証明書の発行	10ページ
(3)不動産登記	10ページ
(4)告示事項の変更	11ページ
(5)規約の変更	12ページ
(6)財産目録の作成と備え置き	13ページ
(7)構成員名簿の作成と備え置き	13ページ
(8)通常総会の開催	13ページ
10. 認可地縁団体に関わる税金	14ページ
11. 認可の取り消しと解散	16ページ
(1)認可の取り消し	16ページ
(2)解散	16ページ
12. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例	17ページ
(1)認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	17ページ
(2)特例の対象となる要件	18ページ
(3)特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料	19ページ
(4)申請の流れ	21ページ
13. 認可地縁団体に関するよくある質問	23ページ
14. 地方自治法(抜粋)	26ページ

1. 認可地縁団体の制度

これまで、地縁による団体(自治会等)は「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義では不動産登記ができませんでした。そのため、自治会の財産であるにもかかわらず、代表者個人や役員の共有名義で登記されていることが多く、名義人の住所変更や死亡等により構成員でなくなった場合に財産上の問題が発生していました。

これらの問題に対処するため、平成3年に地方自治法が改正され、自治会等が一定の手続きをすることにより、法人格を取得できるようになりました。

この制度を利用することで、不動産等の権利関係を巡る不安が解消され、自治会活動の基盤である保有財産の維持管理の安定化により、一層円滑な自治会運営ができるようになります。

また、近年、自治会等による地域課題の解決に向けた取組が広がっていることを踏まえ、令和3年に地方自治法が改正され、不動産の保有する予定の有無に関わらず、法人格を取得できるようになりました。

2. 申請できる団体

申請できる団体は、下記の条件を満たす団体です。

- ・一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会等

申請できない団体

- ・青年団や婦人会のような、構成員となるためには、区域に住所を有することの他に性別や年齢等の条件が必要な団体
- ・スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定的に特定されている団体

3. 法人化のメリット・デメリット

自治会が法人格を取得しても基本的に従前の自治会活動に変更は生じませんが、法人化によって生じる主なメリットとデメリットは以下のとおりです。

メリット	<ul style="list-style-type: none">・自治会等の名義で不動産登記ができることにより、不動産が認可地縁団体の所有であることが明らかになります。一度自治会等の名義で登記すれば、代表者が変更になっても登記内容を変更する必要はありません。・法人が契約主体となることによる事業活動の充実化を図ることができます。・法律上の責任の所在を明確化することができます。
デメリット	地方自治法に準じた規約の整備(現行規約の変更等)が必要になり、会の運営も民主的な運営が求められることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

4. 認可の要件

次の(1)～(4)の4項目が認可の要件となります。

項目	要件
(1)目的	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 ※地域的な共同活動については、総会資料等で確認します。
(2)区域	その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
(3)構成員	その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 ※「相当数の者」とは、区域住民の過半数とします。
(4)規約	8つの事項が定められている規約であること。 ①目的 ②名称 ③区域 ④主たる事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項 ⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

5. 申請から認可までの流れ

申請者(自治会)	まちづくり推進室 郷づくり支援係
<p>1. 自治会等で認可申請について話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件の確認(目的・区域・構成員・規約) ・保有(予定)資産がある場合はその確認 <p>2. 申請の相談、事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約、保有(予定)資産がある場合はその目録、構成員名簿、代表者選任等の準備 <p>3. 総会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可申請する旨の決定 ・認可要件に合致する規約の制定または改正 ・代表者の決定 ・構成員の確定 ・必要に応じて保有(予定)資産の確定 ・区域の確定 <p>4. 認可申請書類の作成及び提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可申請に必要な書類を提出 (詳細は6、7ページ参照) <p>5. 市長による地縁団体の認可・告示</p> <p>6. 認可後の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて不動産の登記 ・必要に応じて登記申請時に必要な「地縁団体証明書」の発行手続き ・必要に応じて認可地縁団体の印鑑登録・印鑑登録証明書の発行 ・国税、県税、市税に関する届出 <p>※変更の届出 告示された事項(代表者、事務所の所在地等)や規約を変更するには、それぞれ届出が必要になります。</p>	<p>相談</p> <p>認可要件の審査 (1ヶ月程度)</p> <p>↓</p> <p>・市長の認可告示 ・登録台帳の整備</p>

6. 認可申請に必要な書類

認可申請に必要な書類等は以下のとおりです。

①認可申請書

②規約

規約には、「目的」、「名称」、「区域」、「主たる事務所の所在地」、「構成員の資格に関する事項」、「代表者に関する事項」、「会議に関する事項」、「資産に関する事項」を定めてください。

また、「規約の変更に関する事項」、「解散に関する事項」、「残余財産の処分に関する事項」についても定めていることが望ましいです。

③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名及び押印があるもの。

④申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの。

⑤申請者が代表者となることの承諾書

申請者が代表者となることを承諾した旨の承諾書で、代表者の署名・押印のあるもの。

⑥裁判所による代表者の職務執行停止等の有無について

⑦構成員の名簿

構成員の住所・氏名を記載したもので、その自治会内のうち、概ね過半数の方の名簿が必要です。

⑧直近の総会資料

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを確認します。

⑨区域を表示した図

地図等に区域を囲んで表示したもの。

7. 認可申請にあたっての注意点

(1) 認可申請をするにあたり、必ず総会を開催し、必要事項の審議をしてください。

(2) 規約については、認可要件を満たす内容に改正してください。

また、規約改正案については、総会開催前に、まちづくり推進室郷づくり支援係にご相談ください。

8. 認可について

許可申請の書類を提出された後、書類審査を経て、市長による認可、告示を行います。この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。(不動産登記については、司法書士、法務局等にお問い合わせください。)告示される内容は以下のとおりです。

- ・名称
- ・規約に定める目的
- ・区域
- ・主たる事務所
- ・代表者の氏名及び住所
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ・代理人の有無
- ・規約に解散の事由を定めたとき
- ・認可年月日

9. 認可後の手続き等について

(1) 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。不動産の登記等、法令に基づいて提出を義務付けられている場合には、「印鑑登録証明書」が必要となります。印鑑証明が必要な場合は必ず印鑑登録の手続きを行ってください。

【受付窓口】

まちづくり推進室 郷づくり支援係(市役所本館2階)

【印鑑登録に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・認可地縁団体印鑑登録原票
- ・認可地縁団体印鑑登録証明書
- ・代表者個人の印鑑(代表者の実印)
- ・代表者個人の印鑑登録証(代表者の印鑑登録カード)
- ・地縁団体として登録する印鑑(団体印)

【登録できる印鑑】

認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます。ただし、次のようなものは登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが、1辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの、または1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・上記に掲げるもののほか、印鑑として登録することが適当でないもの

【登録した印鑑を廃止する場合】

登録印の改廃には次の書類が必要です。

- ・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
- ・印鑑登録時に必要なもの

(2)各種証明書の発行

①地縁団体証明書(地縁団体台帳原本の写し)

認可手続き完了後、「地縁団体台帳」を整備します。地縁団体証明書(台帳の写し)は、市長による告示のあった日から発行できます。

なお、この地縁団体証明書は誰でも請求することができます。

【受付窓口】

まちづくり推進室 郷づくり支援係(市役所本館2階)

【必要なもの】

- ・地縁団体証明書交付請求書
- ・申請者の印鑑
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

②印鑑登録証明書

印鑑登録後に印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

なお、この印鑑登録証明書の交付申請ができるのは、原則、団体の代表者のみです。

【受付窓口】

まちづくり推進室 郷づくり支援係(市役所本館2階)

【必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・登録されている認可地縁団体の印鑑(団体印)
- ・代表者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)

(3)不動産登記

不動産を新しく登記する場合や団体名義に移転する場合には、法務局での手続きが必要です。登記に際しては、市が発行する「地縁団体証明書」「印鑑登録証明書」のほか、法務局が定める必要書類の提出が必要です。詳細については、法務局にご確認ください。

福岡法務局 福岡出張所

住所:福津市手光南2丁目3番28号

時間:平日の午前8時30分～午後5時15分

電話:0940-42-0304

(4)告示事項の変更

代表者や主たる事務所の所在地が変わったとき等、告示された事項に変更があった場合は、市への届出が必要です。

【代表者変更手続きの流れ】

①総会開催

各認可地縁団体の規約の定めるところにより総会を開催し、代表者の変更についての議決を行ってください。

②地域コミュニティ課郷づくり支援係に書類提出

必要なものは以下のとおりです。

- 1.告示事項変更届出書
- 2.代表者の変更を証する書類(総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。)
- 3.代表者に変更となることの承諾書
- 4.認可地縁団体印鑑登録申請書
- 5.認可地縁団体印鑑登録原票
- 6.認可地縁団体印鑑登録証明書
- 7.代表者個人の印鑑(代表者の実印)
- 8.代表者個人の印鑑登録証(代表者の印鑑登録カード)
- 9.地縁団体として登録する印鑑(団体印)

※4～9は印鑑登録をしている団体のみ必要です。

③告示

告示手続きを行った後、告示事項の変更手続きが完了した旨の通知文書を送付します。

(5)規約の変更

規約の内容を変更する場合には、事前に地域コミュニティ課郷づくり支援係にご相談ください。

なお、規約の変更内容が「名称」、「規約に定める目的」、「区域」、「主たる事務所」等、告示事項に該当する場合は、「告示事項変更届出書」も必要となります。

【規約変更手続きの流れ】

①事前相談

②総会開催

認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、規約の変更についての議決を行ってください。

なお、規約の変更にあたっては構成員の4分の3以上の議決が必要となります。

③地域コミュニティ課郷づくり支援係に書類提出

必要なものは以下のとおりです。

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類(総会資料)
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印が必要です。)
- ・新規約
- ・告示事項変更届出書 ※規約の変更内容が告示事項に該当する場合のみ

④規約変更の認可

規約変更の内容を審査し、認可後に決定通知書を送付します。

(6)財産目録の作成と備え置き

財産を保有している場合は、毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産(土地、建物、現金、預金等)とすべての負債(借入金等)について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものです。

(7)構成員名簿の作成と備え置き

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。転居等による構成員の変更について市への報告及び届出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

(8)通常総会の開催

- ・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回構成員の総会を開いてください。
- ・総会の招集は、少なくとも5日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
- ・認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべての総会の決議によって行います。
- ・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

10. 認可地縁団体に関わる税金

認可地縁団体に関わる税金については以下のとおりです。

詳しくは問い合わせ先でご確認ください。

税の種類	地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先	
	収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合		
市税	法人市民税	均等割のみ課税 ★減免措置あり (地方自治法第260条の2第16項)	均等割と法人税割額課税	福津市税務課 市民税係 43-8117
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 ★減免措置あり	固定資産税の評価で課税	福津市税務課 資産税係 43-8118
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ★減免措置あり	均等割と法人税割額課税	東福岡県税事務所 092-641-0201
	法人事業税	非課税	課税	東福岡県税事務所 事業税係 092-641-0146
	不動産取得税	課税 ★減免措置あり	課税	東福岡県税事務所 不動産取得税第一係・第二係 092-641-0147
国税	法人税	非課税	課税	香椎税務署 092-661-1031
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税	

福津市役所 税務課

住所: 福津市中央1丁目1番1号
 時間: 平日の午前8時30分～午後5時
 電話: 0940-43-8117(市民税係)
 0940-43-8118(資産税係)

東福岡県税事務所

住所: 福岡市東区箱崎1丁目18番1号
 時間: 平日の午前8時30分～午後5時15分
 電話: 092-641-0201(代表窓口)

香椎税務署

住所: 福岡市東区千早6丁目2番1号
 時間: 平日の午前8時30分～午後5時
 電話: 092-661-1031

認可地縁団体が自動車を取得する場合に関わる税金は以下のとおりです。

登録の手続きや減免措置に関する事等、詳しくは問い合わせ先でご確認ください。

車種	税の種類	問い合わせ先
軽自動車	軽自動車税（市税）	福津市税務課 市民税係 43-8117
普通自動車	普通自動車税（県税）	東福岡県税事務所 092-641-0236

11. 認可の取り消しと解散

(1) 認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、認可を取り消すことがあります。

- ・認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・不正な手段により認可をうけたとき

(2) 解散

認可地縁団体が次の一つに該当することとなったとき、認可地縁団体は解散します。

解散には、市長に対して届出(市長による解散告示あり)及び清算に伴う債権申出の公告(官報による公告)手続きが必要です。

- ・規約に定めた解散事由が発生したとき
- ・破産したとき
- ・認可が取り消されたとき
- ・総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議があったとき
- ・構成員が欠けたとき

12. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

平成3年の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体は不動産の登記名義人になることができるようになりましたが、認可地縁団体が所有する不動産の登記名義人（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）が多数で相続登記がされていない等、相続人の所在が分からない場合があり、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記に支障を来していることが判明しました。

この問題を解決するために、地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されました。

一定の条件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、認可地縁団体が市へ公告申請し、市は「公告した結果異議申出がなかった」ことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記が可能になりました。

※この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

(2)特例の対象となる要件

次に掲げる4つの要件をすべて満たしている必要があり、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要です。

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と所有していること

③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること

④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

※実際に申請する際は、所在が判明している登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)から、特例制度の申請を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

(3)特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

認可地縁団体が所有する不動産について、この特例適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料は、次のとおりです。

(1)当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(2)当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること

①申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等

② ①のほか

- ・公共料金の支払領収書
- ・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・旧土地台帳の写し
- ・固定資産税の納税証明書
- ・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

③ ②の資料が入手困難な場合、入手困難な理由書を提出するほか

- ・認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面
- ・認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3)当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

①下記の書類

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・(申請不動産が墓地である場合)墓地の使用人名簿 等

② ①の資料が入手困難な場合には、入手困難な理由書を提出するほか

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面 等

(4)当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面(不在住証明書)
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足る資料を添付できれば当該要件を満たすことになります。

(4)申請の流れ

①事前準備

- ・書類の作成等を地域コミュニティ課郷づくり支援係と相談
- ・地縁団体名義にする不動産の所有者の把握、所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への変更(特例適用申請)の同意取得等

②総会開催

各認可地縁団体の規約に定めるところにより総会を開催し、以下の内容について議決を行ってください。

【協議事項】

- ・申請不動産の所有に至った経緯についての議決
(保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合)
- ・特例適用を申請する旨の議決

③申請

以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- ①所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ②所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- ③認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録
ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類
- ④申請者が代表者であることを証する書類
- ⑤特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料

④審査

- ・申請の要件、提出書類の内容等を市で審査します。

⑤公告(3ヶ月以上)

要件を満たしている場合、下記の事項について3ヶ月以上公告します。

【公告事項】

- ①地方自治法第260条の38第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べる
ことができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記
名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明
する者であること
- ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

⑥情報提供(証明書の交付)

・異議がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、認可地縁団体に対し、異議がなかった旨の証明書を交付します。

認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を申請することができるようになります。

・異議があった場合、異議を申述した者に係る資格要件の確認を行い、資格が認められれば、特例手続きは中止となります。

市は、認可地縁団体に異議を述べた登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由書等を通知しますので、認可地縁団体は異議を述べた当該者との協議等を行うことが可能となります。

13. 認可地縁団体に関するよくある質問

問1：構成員名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

地方自治法上での構成員とは、住民個人であり、性別、年齢等は問いません。つまり、構成員は世帯でとらえるものではなく、構成員であれば、世帯主だけでなく、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないのではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいとなっています。

問2：個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とするはできませんか。

認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできません。したがって、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

問3：現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

一般的には当該区域の住民の「過半数」が構成員となっている場合に、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

問4：不動産を所有していなくても、認可の対象となりますか。

対象となります。令和3年度の地方自治法の改正により、認可地縁団体の認可の目的について、不動産等の保有を前提としないものになり、地縁による団体は、不動産の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるようになりました。ただし、認可を受ける場合は規約に不動産等の資産の取り扱いなど、資産に関する事項を定めておく必要があります。

問5: 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に、神社の祠等がありますが、このように宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

地縁による団体はいわゆる公共的団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定(第20条第3項、第89条)との関係が生じることはありません。地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠等の宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となります。

問6: 規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定の事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

総会は当該団体における最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる事項は総会で決定されるべきものです。

しかし、規約の変更等の重要事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項を総会で決めることは非効率であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。

なお、この場合にはその旨を規約に明記しておく必要があります。

問7: 法改正で地縁による団体の認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」という表現に改められましたが、地域的な共同活動とはどのような活動になるのでしょうか。

地域的な共同活動として、回覧板の回付等区域内の会員相互の連絡に関することや美化・清掃等区域内の環境の整備に関する事、集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事、行事等の文化・体育レクリエーションに関する事、移動や買い物支援等の高齢者等への生活支援等が挙げられます。

問8: 関連法の法改正に伴い、認可地縁団体の表決が電磁的方法でも可能となりましたが、具体的にどのようなことができるようになったのでしょうか。

デジタル社会形成整備法による地方自治法の改正によって、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

具体的には、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションソフトを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。

問9: 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の議決」が必要となりますが、規約で定めるとした場合、どのような規約の変更が必要になりますか。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員について、電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更が必要になります。

例えば、①書面による表決、②代理人による表決、③電磁的方法による表決のいずれも可能にするためには、その旨を規約に定める必要があります。

地方自治法第260条の18第4項の規定により、規約が優先的に適用されることとなるため、既に規約に①書面による表決及び②代理人による表決を可能とする旨の規定が設けられている場合についても、③電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する変更を行う必要があります。

規約の変更を行う場合は、総会での議決などの手続きが必要になりますので、事前にまちづくり推進室郷づくり支援係にご相談ください(12ページ参照)。

問10: 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の議決」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。

具体的な総会の開催時期や決議の方法等については、法令上特段定めはありませんので、それぞれの団体の実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、1回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

14. 地方自治法(抜粋)

〔地縁による団体〕

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

〔規約の変更〕

認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

〔財産目録及び構成員名簿〕

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

〔代表者〕

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

〔認可地縁団体の代表者〕

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

〔代表者の代表権の制限〕

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔代表者の代理行為の委任〕

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮代表者〕

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

〔利益相反行為〕

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

〔監事〕

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

〔監事の職務〕

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会〕

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

〔臨時総会〕

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

〔総会の招集〕

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

〔認可地縁団体の事務の執行〕

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

〔総会の決議事項〕

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔構成員の表決権〕

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。)により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

〔表決権のない場合〕

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律または規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

〔認可地縁団体の解散事由〕

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

〔認可地縁団体の解散の決議〕

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

〔認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

〔清算認可地縁団体〕

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権申出の催告等〕

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期間経過後の債権の申出〕

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算認可地縁団体についての破産手続の開始〕

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔残余財産の帰属〕

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

〔裁判所による監督〕

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

〔清算終了の届出〕

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

〔事件の管轄〕

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

〔不服申立ての制限〕

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人等の報酬〕

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

〔検査役の選任〕

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

〔合併〕

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

[認可地縁団体の合併]

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

[合併に係る異議の公告等]

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

[合併の承認]

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

[合併による認可地縁団体の事務]

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

[権利義務の承継]

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

[認可地縁団体の合併の告示]

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二十第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

[合併についての認可の取り消し]

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責務を負う。

③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

〔不動産登記法の特例の申請手続〕

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

〔不動産登記法の特例〕

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

〔過料に処すべき行為〕

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。